

2025 年度新規事業

JIS 品質管理責任者の力量維持・向上対策について

2025 年 2 月 18 日
北海道生コンクリート工業組合

昨今、全国生コンクリート品質管理監査会議から情報提供される㊦マーク使用取り消し事例をみると、意図的に品質記録を改ざんするなどの不適合事例が目立つ状況にあります。いずれも、産業標準化法に基づき JIS 工場に配置される「品質管理責任者」が本来の職務を果たすことにより未然に防止できると判断されますが、JIS 工場に配置後の品質管理責任者の力量をどう維持するかが課題となります。

JISCBA(JIS 登録認証機関協議会)では、「JIS 品質管理責任者セミナー(力量維持・向上コース)」を 3 年に一度受講することを推奨していますが、受講は任意のため組合員工場の受講率は低いのが現状です。

このため、工業組合として 2025 年度以降、組合員工場の品質管理責任者については、「JIS 品質管理責任者セミナー(力量維持・向上コース)」を 3 年に一度受講することを原則とし、受講料を工業組合が負担することを検討します。

<コスト試算> 1,009,000 円/年 (受講料@17,600 円/人×172 工場/3 年)

1. 現状

日本規格協会によると、3 年間(2021～2023 年度)の北海道における受講者数は 106 名となっており、この内、組合員工場の品質管理責任者は 8 割程度と推定されます。

これは、現在の組合員工場(172 工場)のおよそ1/2の品質管理責任者が“力量維持・向上コース”を受講しているものの、1/2は未受講であることが推測されます。

◆日本規格協会の募集案内(2024 年度)◆

品質管理責任者の責務を再認識できる！
～3年に一度の受講が推奨～

JIS 品質管理責任者セミナー 力量維持・向上コース(1日)

第 32 回(札幌開催)	2024 年 7 月 25 日開催
第 33 回(札幌開催)	2024 年 11 月 15 日開催
第 34 回(釧路開催)	2025 年 2 月 17 日開催
第 35 回(函館開催)	2025 年 2 月 19 日開催

受講料 一般 ¥19,800(税込) 維持会員 ¥17,600(税込)

◆良いモノづくり(=良い会社)は品質管理責任者の質で決まる！
◆良いモノづくりは入づくりから！

多くの会社では、品質管理者は「組織における標準化・品質管理に関わる司令塔」であり、絶えず責務の力量維持に努めることが、**自社が提供する製品の価値に直結**します。本コースの受講により、自身の責務を、**車(会社)が動く=タイヤやブレーキ(品質管理と標準化)がしっかり運動して道路の上で回転している**

◆プログラム◆

- 産業標準化法、JIS Q 1001(一般認証指針)など JIS マーク制度を構築する法令等と品質管理責任者の役割(講義)
- JIS マーク表示を行う企業(組織)における社会的責任について(ケーススタディによる講義)
- JIS マーク表示を行う企業(組織)における社会的責任について(ケーススタディによる講義)
- 理解度チェック(JIS 品質管理責任者に求められる力量すべてを含む)

※ケーススタディにより参加者のコミュニケーションが促進され、学習した知識が定着します

㊦ 鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）〔府省令〕（抜粋）

五 前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。

イ 次に定めるところにより、社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。

(1) 社内標準化及び品質管理の推進が鋳工業品の製造業者、輸入業者、販売業者、加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、輸出業者若しくは加工業者（以下「製造業者等」という。）の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、口の品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。

ロ 次に定めるところにより、品質管理責任者が配置されていること。

(1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鋳工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

- (i) 社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進
- (i i) 社内規格の制定、改廃及び管理についての統括
- (i i i) 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の品質水準の評価
- (i v) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
- (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (v i) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
- (v i i) 外注管理に関する指導及び助言
- (v i i i) 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の日本産業規格への適合性の承認
- (i x) 登録認証機関の認証に係る鋳工業品の出荷の承認

(2) 品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鋳工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。